会 議 録

会 議 名 (審議会等名)		第2回小金井市清掃関連施設整備基本計画検討会議
事 務 局 (担 当 課)		小金井市環境部ごみ対策課
開催日時		平成 29 年 1 月 25 日 (水) 午後 6 時から午後 7 時 45 分まで
開催場所		小金井市前原暫定集会施設 1 階A会議室
出席者	委	 <出席者:7名> 大江会長・四阿副会長・三島委員・佐野委員・三橋委員・吉田委員・柿 﨑委員 <欠席者:2名> 石倉委員 二枚橋焼却場跡地周辺の関係団体の代表者(二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会)未選出のため
	事務	小野ごみ対策課長・藤田ごみ処理施設担当課長・石阪中間処理場担当課 長・冨田・佐藤・山下
色	芽聴者の可否	可 傍 聴 者 数 7人
4	会 議 次 第	0 開 会 1 報告事項 報告1 第1回検討会議について 報告2 第2回協議会の報告 報告3 既存施設及び二枚橋焼却場跡地の見学会について 2 協議事項 協議1 第1回検討会議でのご意見等の整理 協議2 基本計画の素案作成について ・ごみ処理等の現状把握と課題の抽出 ・基本条件(処理品目、処理量等)の整理 ・既存ごみ処理システムフローの改善検討 3 その他
4	会議結果	別紙審議経過のとおり
书	是出資料	別添のとおり
7	その他	次回開催予定 平成29年2月27日(月)小金井市役所第2庁舎8階 801会議室

開 会

○大江会長 皆様、こんばんは。お寒い中ご参集いただきまして本当にありが とうございます。

新しい年ももう1月の下旬になっておりますが、新しい年の最初の会議になります。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速でございますけれども、これより第2回清掃関連施設整備基本 計画検討会議を開催いたします。

委員の出席状況

○大江会長 それでは、本日の欠席委員についてですが、皆さんご参加なのですけれども、二枚橋焼却場跡地周辺の関係団体の代表者については、去る12月27日に開催されました二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会において選出委員が決定されなかったとのことです。経過は、第2回協議会の報告で伺いたいと思います。

- ○小野ごみ対策課長 石倉委員が欠席です。
- ○大江会長 石倉委員は欠席というご連絡だそうです。

資料確認及び会議録について

- ○大江会長 それでは、配付資料の確認を事務局でお願いいたします。
- ○小野ごみ対策課長 ごみ対策課長でございます。では本日の資料について、 事務局から説明をさせていただきます。

委員の皆様に、事前に配付資料といたしまして、本日の次第を含め、資料を 送付させていただいてございます。 まず、一番最初が「次第」でございます。

続いて、資料1として「第1回検討会議について」でございます。資料2として「第2回協議会の報告」でございます。次第が中間処理場運営協議会のものとなっておりますが、2枚目以降が両協議会にお示しした資料を添付してございます。資料3として「既存施設及び二枚橋焼却場跡地の見学会について」

でございます。資料4として「第1回検討会議でのご意見等の整理」でございます。資料5として「ごみ処理等の現状把握と課題の抽出」でございます。資料6として「基本条件(処理品目、処理量等)の整理」でございます。資料7として「既存ごみ処理システムフローの改善検討」でございます。

続きまして、参考資料でございます。「平成28年度清掃事業の概要(平成27年度版)」。「第1回検討会議会議録(案)」、「第1回二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会要点録(案)」、それと、「中間処理場運営協議会(平成28年11月16日開催)要点録(案)」、「市外施設見学会開催について」、「二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会設置要綱の一部を改正する要綱新旧対照表」でございます。

なお、両協議会、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会、中間処理場運営協議会の要点録(案)につきましては公開前の資料ですので、お取り扱いはご配慮いただきたいと思います。以上、不足等がございましたら、事務局にお伝えください。

それから、修正のお願いがございます。この検討会議の会議録(案)の6ページの下段に「議題1 協議会の位置づけ」とありますが、「検討会議の位置づけ」でございます。大変申しわけございません。

以上でございます。

○大江会長 はい、わかりました。資料がいっぱいありますので、わかりづらくなりますので確認しながらいきたいと思います。

配付資料は、お手元にありますでしょうか。ありがとうございます。

- ○三橋委員 議事として取り上げていただきたいので、今、冒頭ではやらない のですけれども、会議録の件で前回の会議と話が違っているところがあります ので、それは最後のほうで取り上げさせていただければと思っています。
- **○大江会長** それでは、そちらのほうは後のほうに回しまして、次第に沿って 進めさせていただきたいと思います。

1. 報告事項

報告1 第1回検討会議について 報告2 第2回協議会の報告

報告3 既存施設及び二枚橋焼却場跡地の見学会について

○大江会長 まず、報告事項それから協議事項とありますので、報告事項のほうからお願いしたいと思います。報告事項について事務局でお願いいたします。 ○小野ごみ対策課長 ごみ対策課長でございます。報告1から報告3までを一括で説明をさせていただきまして、質疑応答とさせていただければと考えてございます。よろしくお願いいたします。

○大江会長 それでよろしいでしょうか。では、その報告をお願いいたします。○小野ごみ対策課長 まず報告1「第1回検討会議について」を説明させていただきます。資料1をご覧ください。

前回、平成28年12月5日に開催し、委員紹介、会長、副会長の選出を行い、会長に大江委員、副会長に四阿委員が選出されました。

協議事項といたしましては、検討会議の位置づけ、清掃関連施設整備基本計画策定に向けたスケジュール(案)、清掃関連施設整備基本計画策定の背景の整理(関連計画の整理やごみ処理の現状等)について、説明をさせていただきました。

会議で出されましたご意見等につきましては、資料4で後ほどご説明をさせていただきます。

なお、第1回につきましては、方向性等、何かしらの確認がされた事項が特にございませんでしたので、このような報告とさせていただきましたが、今後検討会議の中で確認された事項が出てきた場合につきましては、その旨の報告が記載されるものでございます。

報告1は以上でございます。

続きまして、報告2「第2回協議会の報告」の説明をさせていただきます。 資料2をご覧ください。

昨年の12月26日に中間処理場運営協議会、12月27日に二枚橋焼却場 跡地周辺自治会等協議会を開催してございます。

協議内容は、両協議会ともに同じものでございます。

第1回協議会と第1回検討会議の報告、対象となる候補地の選定経緯、施設整備計画等について、添付いたしました協議会資料に沿って説明をさせていた

だきました。

質疑につきましては、最終的には議事録を確認いただきたいと思いますが、 対象となる候補地の選定経緯につきまして、市有地以外の検証や周辺の道路の 状況、搬入出車両についてのさらなる情報提供を求められてございます。

また、二枚橋の協議会では、候補地選定につきまして協議会として了承していない旨の発言もいただいているところでございます。

また、前回の検討会議でも説明させていただきました、施設整備検討フローのステップ1及び2をご説明させていただきまして、施設の一部でも2つの候補地以外で設置できないのかという趣旨のご発言もいただいているところでございます。市といたしましては、2つの候補地での施設整備につきまして、両協議会を通じてご理解をいただけるよう、引き続き対応をさせていただくところでございます。

平成28年12月の市議会の所管委員会で、二枚橋の協議会の設置要綱、第4条、会長職について、互選とすべきとのご意見がございましたので、12月27日の二枚橋の協議会に諮った上で改正をさせていただいてございます。先ほど参考資料の一番最後のところに、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会設置要綱の一部を改正する要綱、新旧対照表をお配りしてございますので、そちらのほうをご参照ください。改正要綱は省かせていただいているところでございますが、なお、最終的に二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会の中では、会長は環境部長の柿崎のまま、副会長には新たに熊木委員が選出をされているところでございます。

また、二枚橋の協議会において、第2回の際に本検討会議の委員選出をお願いしてございます。こちらの検討会議の委員の選出をお願いいたしましたが、選出には至ってございません。検討会議には第1回同様、未選出として説明してほしいとのことでございました。

次回、第3回協議会の開催については、中間処理場運営協議会が2月13日 (月曜日)、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会が翌日の2月14日(火曜日) の予定でございます。

報告2は以上でございます。

続きまして、報告3「既存施設及び二枚橋焼却場跡地の見学会について」を

ご説明させていただきます。資料3をご覧ください。

中間処理場運営協議会と二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会の委員の皆様にお声かけをさせていただきまして、1月13日に施設整備候補地の現状と現在の廃棄物等の処理状況を実際にご確認いただくために見学会を実施いたしました。記載内容につきましては、当日いただいた質問等を簡単にまとめたものでありますので、お読み取りをいただければと思います。

報告3は以上でございます。

- ○大江会長 はい、ありがとうございました。今、次第1の報告3つを続けて やっていただきましたが、今の報告について何かご質問、ご意見等ございます でしょうか。はい、どうぞ。
- ○三橋委員 念のための確認ですけれども、今日も議事録(案)という形で二 枚橋の焼却場跡地の周辺自治会等協議会の案が出ていまして、その中でも確認されているという理解をしているのですが、先ほど報告のあったこの協議会の方の未選出という状況でこの会議を進めていくということに関するご意見等ということについては、こちらの会議で先に進めていただいて構わないというところが、既に二枚橋の会議として合意されているということでよろしいわけですよね。
- ○小野ごみ対策課長 参考資料でお配りをさせていただきました二枚橋のほうの会議録の15ページをご覧いただきたいと思います。検討会議の委員の選出につきまして、第1回は見送ってもよいかどうかのご質疑をいただきまして、続きまして下段で環境部長より、第1回検討会議は環境部長から報告し、持ち帰る旨の了承をいただいている部分がございます。また、第2回の会議録はまだ未確認ではございますが、提出はできてございませんが、先ほど申し上げましたとおり未選出として取り扱ってほしい旨のお話はいただいているところでございます。
- **〇大江会長** よろしいでしょうか。
- ○**三橋委員** 未選出イコール、こちらのほうの会議を進めることに特に問題はないという理解でいいということですよね。
- ○小野ごみ対策課長 問題がないといいますか、会議のほうは進めていいという理解です。

- ○三橋委員 わかりました。
- ○大江会長 ほかに、はい、どうぞ。
- ○佐野委員 佐野でございます。聞き漏らしたのですけれども、二枚橋のほうの会長職を柿﨑部長がやられて、副会長、何とおっしゃいましたかね。熊木さん。二枚橋の会議録の出席者の中に、その方は入っていらっしゃらない。
- ○三橋委員 入っています。
- ○佐野委員 はい、わかりました。今の三橋さんの質問で、委員が選出されていないでも粛々と進めてほしいということなのでしょうけれども、会長がこの全体の会を総理するわけですよね。それで議事録を読ませてもらうと、何か連絡役とか何とかという議論が中でありますよね。
- ○事務局(冨田) 進行役です。
- ○**佐野委員** 進行役。進行役と総理とは意味が違うのではないかと。今の会長が全体を取りまとめて、全部を皆さんの合意のもとで決めていくということでいいのですか。
- ○小野ごみ対策課長 二枚橋の協議会のほうでは、最終的に会長でございます環境部長から、皆様のほうに最終的に確認をさせていただいた上で進めてございますので、特に問題はないと思ってございます。
- ○佐野委員 そうすると、その会の責任者は会長だということで、よろしいのですね。
- ○小野ごみ対策課長 はい。
- ○大江会長 私もそれに関連してですけれども、二枚橋の協議会のほうはそうしますと、会長は環境部長で確定ということで考えておいていいのですか。
- ○柿崎委員 確定です。
- ○大江会長 そういうお答えでございます。そうしますと今の質問は、まさに そのとおりだと思います。それとあと、副会長が選出されたということ。
- ○柿崎委員 どちらにしても、こちらに出てくれる人がなかなか手を挙げていただけないので、今のところはそういう状態ですけれども、次回までには何とかして、とりあえず決めていただかないと困ってしまいますので。
- ○佐野委員 本来は、環境部長ではない、行政の人でない人が会長になるのが 一番好ましいのだと私は思うのですけれども、諸般の事情でこういうふうにな

- っているというふうに深く考えなければいけないということですね。
- **○大江会長** そうですね。一応互選の形をとって出ていますので。
- ○小野ごみ対策課長 第1回の協議会の会議録(案)にもその辺のやりとりは 記載をさせていただいておりますので。
- ○佐野委員 私は理解をさせていただければいいのですけれども、提案する側と受けて決める側とを同じ人がやるというのは、今の世の中にふさわしいのかなというところがあるのですけれども、それは地域の協議会の方がそれでよろしいというのであれば、2つの籍を持ってどちらを優先するかという悩ましい問題が柿崎部長にはあるのだと思うのですけれども。
- ○柿﨑委員 非常に悩ましいです。
- ○佐野委員 そこをここの委員会でもよく理解してやらないと。
- ○柿崎委員 3ページのところにもありますけれども、委員のごみ対策課長が発言している上のところに括弧して、(「推薦も難しい」との声あり)と書いてあるとおりで。
- ○佐野委員 会議録ですか。
- ○柿崎委員 そうです。そこにもそう書いてあるとおりで、なかなか推薦も出ないという中で、私でということで了解はいただいた上で会長職になっております。
- ○四阿副会長 私も懸念するのは、そもそもこの検討会と協議会との位置づけの中で、協議会でいろいろ出てきた議論、意見というものを検討会のほうでまたいろいろとディスカッションして協議会のほうに戻すという、そのやりとりをするということになっているわけですが、会議録を見せていただくと、二枚橋のほうでは地元の意見を代表していく人間を選出するのがまだできないという状況ではないかと思うのですね。そうすると、今のお話の中で環境部長としての立場の意見と、地元の意見を代表してそこで言えるのかということが、ちょっとひっかかってくる感じがするので。
- ○佐野委員 後でそれが問題にならなければよろしいのですけれども。
- ○四阿副会長 そうですね。
- ○佐野委員 いろんなリスクはどういうふうにとっているのかなという心配を、 余計な心配をしております。

- ○四阿副会長 余計ではないと思います。
- ○三島委員 先ほど資料で追加配られましたね。
- ○大江会長 後で、参考資料がありますね。
- ○三島委員 互選という形に持っていけなかったのですか、結局。
- ○小野ごみ対策課長 第2回目のときに、まだ今日、その会議録はお示しして ございませんが、こちらに改正をした要綱を、一部改正したものについてご説 明をさせていただきまして、改めて会長を互選していただきました。その中で、 変わらず環境部長を選出していただいたという形になります。
- ○三橋委員 今、副会長さんや佐野さんがおっしゃられたとおりで、僕自身もこの会議の中で二枚橋の方の意見を直接聞けないというところに関しては非常に残念だと思いますし、やはりそういった方のご意見を伺いながら会議を進めていくというのが本来の姿だと思いますので、そこは今本当に残念としか言いようがないのですけれども、ただ、最後はいかに合意形成をとるかというところだと思いますので、どうしてもそういった形で出せないということがあるのであれば、もちろん協議会のメンバーの方々がご理解いただいているということが間違いなければ、それは1つのやり方としてしようがないのかなと思います。ご理解いただいてないという話になってくると、では、この会議は何なのかという話が当然出てくると思います。ですので、そこのところだけですね。会長さんに関しても、互選で会長さんが選ばれたということであれば、会長として環境部長が選ばれたということであれば、本来の通常の姿ではないなと僕も思いますけれども、これも合意形成の中で、後々そんなはずではなかったとか、そういうことにならないような形であればと思う次第です。
- ○大江会長 今、2回目で副会長が選出されて、その後ここへの代表も、今環境部長のほうからありましたように、次回出せるように努力しているということで、そこをもう少し経過を見ていく必要があるかなと思いますので、我々それを踏まえて理解した上で進めていきたいと思います。

今の報告3つについて特に何かほかにございますでしょうか。 限られた時間でございますので、先に進めたいと思います。

2. 協議事項

議題1 第1回検討会議でのご意見等の整理

○大江会長 協議事項に入りたいと思います。事務局で、協議事項の議題説明 をお願いいたします。

○小野ごみ対策課長 まず議題1「第1回検討会議でのご意見等の整理」についてご説明をさせていただきます。資料4をご覧ください。

前回の会議での主な議論のまとめと、お求めいただいた資料を添付してございます。

まず、「現状の処理量について」でございます。「処理量は1日5 t 以上という考え方に対して現状はどうなのか」との意見に対しまして、「現時点において不燃ごみ、粗大ごみ全てを合わせると日量5 t 以上となる。今後の協議会での検討によるが、処理施設の組み合わせによっては都市計画決定を要する場合がある」と答弁をさせていただいているところです。

続きまして、「現在市有地でない土地について」でございます。「現に市有地を基本とするという点について、交渉中の部分はどうなのか」との意見に対しまして、「購入するという前提で、市有地という理解である」と答弁をさせていただきました。別紙1で改めて整理しておりますので後ほど説明をさせていただきます。

続きまして、「再配置候補地の条件について」でございます。「どこまでが法律で、どこまでが市の考えかというのが明確にわかるような形で資料なり説明なりを整理してもらいたい」との意見に対しまして、「次回までに整理する」と答弁させていただきました。別紙1で改めて整理してございますので、後ほど説明をさせていただきます。

続きまして、「清掃関連施設の規模と都市計画決定に関する法律について」で ございます。「日量5 t 以上で都市計画決定を要するという点について、どの法 律に定められているのか整理してほしい」との意見に対しまして、「次回までに 整理する」と答弁をさせていただいてございます。別紙2で改めて整理してご ざいますので、後ほど説明をさせていただきます。

ページをめくっていただきまして、別紙1を説明させていただきます。

再配置候補地の選定に関する情報の整理といたしまして、清掃関連施設の再

配置候補地選定に当たっての「市の検討方針」と「特に留意すべき事項」と整理してございます。

「市の検討方針」につきましては、「①市有地であること(取得交渉中の土地を含む)」としてございます。候補地に市有地が含まれない場合、土地所有者との協議の状況に依存する形となり、事業そのものが不透明になるリスクがある。また、市の財政状況を鑑み、最少の財政投資で安定的な処理体制の確立を図るとしました。

続きまして、「②活用計画の定まっている敷地を除く」としてございます。活用計画が既に定まっている敷地を候補地とするには、その活用計画の見直し等を行う必要があり、市の他の施策への影響が大きい。活用計画が定まっている敷地のほとんどが公園用地であるが、公園を候補地とする場合は、「緑の基本計画」を初めとした市の施策の調整の上、公園等を廃止する場合はその近傍に代替地を設ける必要があるが、適切な規模・形状を備えた代替地の調達も非常に困難であるといたしました。

清掃関連施設の再配置候補地選定に当たっての「特に留意すべき事項」についてでございます。

- 「③用途地域は、準工業地域が望ましい」。
- 「④ごみ処理施設は、処理量日量5 t以上で都市計画決定を要する」。
- 「⑤現在の不燃ごみ等の処理規模及び災害廃棄物等のストックヤードの確保を踏まえ、合計1万m²以上の敷地とする」の項目につきましては、候補地選定に当たっての条件等には該当いたしませんが、「市の検討方針」に基づき選定した候補地に対し、今後施設配置計画を進めていく中で、「特に留意すべき事項」となるものと考えてございます。

参考までに、学校、公共施設の現有しているものを除いた、敷地面積3,000m²以上の市有地等を一覧化したものでございます。3,000m²以上とした理由につきましては、最低でも、現在の中間処理場、空缶・古紙等処理場の規模が必要と考えていることや、小規模な施設を乱立することの費用対効果の観点を考慮してございます。

二枚橋、中間処理場の両協議会での候補地選定の経緯につきまして、次回も 説明を求められてございますので、周辺道路状況や代替地の確保の観点から、 説明をさせていただく予定でございます。

別紙2でございます。「清掃関連施設の規模と都市計画決定に関する法律の整理」としてございます。

資料左側の枠からご覧ください。施設の新設に当たって、建築基準法で、「その他政令で定める処理施設は、都市計画で敷地の位置が決定しているものでなければならない」とされてございます。「その他政令で定める処理施設」とは何かというと、建築基準法施行令で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条第一項のごみ処理施設」とされてございます。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条第一項のごみ処理施設」では、「ごみ処理施設は、一日当たりの処理能力が5 t以上のごみ処理施設とする」とされてございます。

それではごみ処理施設とは何かといいますと、東京都のホームページの抜粋ですが、一般廃棄物処理施設の一種で、ごみの焼却施設、高速堆肥(コンポスト)化施設、破砕施設、選別施設、圧縮施設、固形燃料化施設等とされてございます。

今回、施設整備を検討しているものは、破砕施設、選別施設、圧縮施設でございますが、手作業による選別、小型車から大型車への積みかえなど、破砕機等の機械による処理工程を行わない作業が、一般廃棄物処理施設に該当するか否かにつきましては、東京都の担当部署と協議を行っているところです。

二枚橋、中間処理場の両協議会と、ステップ1及び2の協議を進め、より具体の施設の処理工程が見えてきた段階で、改めてご報告をさせていただきたいと考えてございますので、本日は概要の説明とさせていただきます。

議題1の説明は以上でございます。

- ○大江会長 ありがとうございました。議題1の第1回検討会議での意見の整理を踏まえて、資料4に基づいてご説明いただきました。これについて質問、ご意見いただきたいと思います。
- ○佐野委員 文章の中に「リスク」という言葉がよく出てくるのですけれども、 リスクとは何を言っているのか、文章の前後を見ていて理解しがたいので、リ スクの意味を説明してください。例えば4 - 3の上から5行目に「不透明にな るリスクがある」と。
- ○小野ごみ対策課長 別紙1ですね。

- ○佐野委員 そうですね。別紙1です。今後資料にいろいろ「リスク」という言葉が出てくるのですけれども。「事業そのものが不透明になるリスクがある」。
- ○大江会長 何か漠然とし過ぎているという感じですか。
- ○佐野委員 言葉の意味がわからないという。「リスク」というのはどういうふうにとるのですかという。「リスク」にはいろいろ範囲があるという。リスクマネジメントなんていうところのリスクといろいろあるのでしょうけれども、ここで「リスク」というのはどういうことを想定して言葉を使われているのか。答えが出ないならそれで結構ですけれども。
- ○大江会長 事務局のほうでここに書いた意味は。
- ○小野ごみ対策課長 「リスク」には佐野委員の言われるとおりいろいろな「リスク」があると思ってございますが、今現時点で想定される「リスク」というのは、スケジュールの問題、あとは財政的な問題だと考えてございます。スケジュールも、土地所有者との協議の状況に依存する形になりますので、スケジュールも明らかに現段階において透明化することが難しいことと、あとは当然土地の所有者との売買契約になると思いますけれども、どのぐらいの財政措置が必要かという部分についても現段階のところにおいては明らかにすることができないということでのリスクだと捉えていただければと思います。ほかにもいろいろなリスクがあると思いますけれども。
- ○四阿副会長 恐らくその文章を書かれる人のスタイルがあるのでこういう書き方になると思うのでしょうが、意味合いだけ言えば、事業そのものが不透明になるというだけで済む話で。
- ○佐野委員 そうですね。
- ○四阿副会長 ですからそういったリスクなのですよという言い方にもなると思いますが、削ったほうがいいのではないかという気がしますけれども。
- ○佐野委員 あえて違う言葉、違う要素を持ってきてしまうと。たださっと流せばいいのでしょうけれども、私自身はこの「リスク」というのはこの事業を進めるのに非常に重く考えているのですね。いろんなリスク、要素があって、要素を1つずつ解決するのに時間的なスケジュールのあれだとか決定だとかいろんなことがある。そういう非常に難しい事業という中で、「リスク」という言葉を余り安易に使うと混乱するのかなという。私だけかもしれませんけれども。

- ○小野ごみ対策課長 現時点において、土地の所有に関して交渉中のところがあるのですけれども、その次に書いてあります、「また、市の財政状況を鑑み」云々と書いてありますが、そこだけがクローズアップされてしまうというところを我々としては避けたいと思ってございまして、「リスク」という言葉を使わせていただいているところです。ちょっとややこしいのですけれども。
- ○柿崎委員 今の、「不透明になる」で終わっていても、あえてリスクを使う意味合いがあるのかなということを副会長のほうからも言われていて、それで佐野委員のほうもそういう気持ちがあるから言っていただいているというふうに、だから、あえてここにリスクを入れても入れなくても、文章としての意味合いは余り変わりがないのではないかということを言われているわけですよね。
- ○佐野委員 だから「リスク」という言葉が出てしまうと、それに対して一生 懸命考えなければいけない。
- ○柿崎委員 「リスク」という言葉に対して反応する人もいらっしゃるので、 そういう部分は避けたほうがいいのではないですかという意味で。
- ○佐野委員 意味があって書いているのならいいのですけれども、なくてもいいなら、どうですか、皆さんで検討されればいいと思いますけれども。
- ○大江会長 わかりました。というご意見が出て、私自身は使い方としてこれに余り違和感は持ちません。ただ、今リスクの定義がいろいろありますから、そういう形で厳密にこういう使い方のリスクもあるでしょうから、それが気になるということで今ご意見が出たように、そこはなくてもいいよということであれば、それに反対なければとって構わないと思いますが。いかがでしょうか。よろしいですか。
- ○三橋委員 確認なのですけれども、市の基本検討方針とかそういうのは我々が直していいものなのですか。そのあたりがよくわからないのですけれども。 そもそも論として、意見を言うのは意義があると思うのですけれども。
- ○大江会長 意見として出しておいていいのではないですか。
- ○三橋委員 意見として出すのはわかるのですけれども、これとっていいです かとここで諮る話なのかどうかというのが、わからないなと思っただけで。
- ○大江会長 これは第1回の意見との整理についての質問に対する資料でございます。回答の例ですから、ちょっとおかしいよということで。

- ○三橋委員 意見ということでいいということですね。了解です。
- ○大江会長 逆に、事務局のほうで、わかりましたということであれば。
- ○三橋委員 了解です、はい。では意見としてということで。
- ○事務局(冨田) 補足なのですけれども、この部分に使っている不透明になるリスクという表現に対しては、平たく言うと懸念材料になり得るというような程度の意味合いでしかないので、今後こういった部分が計画の中の一部になっていく可能性のある部分なので、その際にはまた文言調整などをして、いただいたご意見を踏まえて、適切な表現に修正するということももちろん可能ですので、ご意見としてお伺いしたいと思います。
- **〇大江会長** それでよろしいでしょうか。
- ○佐野委員 はい。
- **○大江会長** ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。
- ○佐野委員 よろしいでしょうか。資料の別紙2、建築基準法のところですけれども、非常によくまとめられているので、よほど能力のある人がまとめたのだなと思っておりまして、今回のことでここが非常に大きなキーになる。二枚橋も貫井北の中間処理場も、ここに該当するかしないかということでスケジュールが随分変わってくる。こういうのは用途地域の変更だと思うのですけれども、これはもっぱら小金井市だけで管理できることだと思いますので、ここはよく資料ができているなと思いました。
- ○大江会長 お褒めの言葉で。
- **○佐野委員** この審議会の準備がしっかりしているなと感心している次第です。
- ○三橋委員 資料で敷地面積3,000m²以上の市有地という形で出していただいて、線引き経過をご報告いただいてありがとうございます。こういったので経過がわかるというのは大事かと思います。この中で、どこまで検討したかというのも出ていると思います。

あとは、前回も申し上げたのですけれども、繰り返しになって恐縮なのですが、こういった、市が検討しているとかしていないとか、今回はこれ以上のものは出てきていないですけれども、過去こういった会議の場でこれ以外の土地を検討したときがありまして、そういったときというのは非公開にして、かなりタッチーな話になりましたので、前回もお話しさせていただいたのですが、

今の候補地、今ある2か所が適地か適地でないかという議論はあっていいと思うのですが、それ以外の土地について議論するときは、資料を含めて慎重にしていただきたいなと思っております。

○大江会長 わかりました。今の議題1に関してのご質問、要望等でございます。

ほかによろしいでしょうか。はい、どうぞ。

- ○吉田委員 ちょっと教えていただきたいのですけれども、資料4の別紙2の一番左側の下のところに、「小金井市として、必要に応じて都市計画決定するものと考えているため、建築基準法第51条のただし書きを適用することは考えていない」とあります。今、二枚橋の焼却場は更地なのでしょうけれども、都市計画決定でされたところですよね。中間処理場もそうですよね。具体的にまた新たに都市計画決定をとらなければいけないのですか。
- ○小野ごみ対策課長 二枚橋焼却場跡地に関しましては、昨年8月16日、ごみ焼却場という都市計画は廃止をしてございます。
- ○吉田委員 廃止しているのですか。そうですか。中間処理場のほうは、当然、 今でも生きているのですよね。
- ○小野ごみ対策課長 その他のごみ処理施設ということで生きています。
- ○吉田委員 それを更新するときも、新たに取り直さなければいけないということになるのですか。
- ○小野ごみ対策課長 何を配置するかに。
- ○吉田委員 これからの議論によるのでしょうけれども、当然。
- ○小野ごみ対策課長 位置が変わるのであるならば、都市計画のほうの変更が必要となります。
- ○吉田委員 では、何らかの手続はやはり必要なのですね。
- ○小野ごみ対策課長 はい。
- ○吉田委員 わかりました。
- ○事務局(佐藤) 都市計画変更が必要になる場合なのですけれども、種類、 名称、位置、区域、あと面積という、この5つの用件が変わる場合については、 都市計画変更が必要だということになります。
- ○吉田委員 では、それ以外の大したものでなければ届け出ぐらいで済んでし

まうけれども、それが変わるのであれば、新たに取り直さなければいけないということなのですね。

- ○事務局(佐藤) 都市計画変更です。
- ○吉田委員 わかりました。
- ○大江会長 ほかに、はい、どうぞ。
- ○四阿副会長 参考でお聞きしたいのですけれども、今は中間処理場のほうは都市計画上はどういう扱いがあるのでしょうか。
- ○事務局(佐藤) 中間処理場は、今はその他処理施設です。
- ○四阿副会長 ということで、都市計画決定を受けているということですね。
- ○事務局(佐藤) そうです。都市計画決定してございます。
- **○大江会長** ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。
- ○佐野委員 検討が不十分なのではないかと思うのですけれども、今の質問で中間処理場の、現状のまま再使用するのではないですよね。今計画を見せていただいている中で、市道を廃止するだとか、それから違う土地を購入するだとかいうことが含まれているわけですよね。その際、今の返事で整合性がとれるのですか。
- ○小野ごみ対策課長 今現在、JR東日本と中間処理場の隣にある敷地の購入といいますか取得に関しまして協議中でございますので、その協議によっては当然位置が変わる場合は、都市計画の変更のほうが必要となると考えてございますが、今現在まだ協議中でございますので、ここで必ずしも都市計画の変更が必要かどうかというところについては、まだ先の話だと。
- ○佐野委員 余計わからなくなる。JRの土地を購入して計画するのだったら 必要ですよということですよね、一般的に言えばね。
- ○小野ごみ対策課長 位置が変わります。位置と面積が変わればということで。 ○佐野委員 その土地の隣は車庫ですよね、JRに隣接する。あそこは準工で すよね。だから準工であれば、ここのところをいろんなことを変更するのが、 ほかのところと違ってそのハードルは低いですよね。
- ○事務局(山下) 今JRと取得に向けて交渉させていただいている土地というのは、今、佐野委員がおっしゃった車庫、準工業の地域ですけれども、あそこの部分ではなく、中間処理場の工場棟に隣接している部分なので、今おっし

やった準工業地域の取得を交渉しているというものではございません。

○大江会長 よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。議題1関連でございます。

なければ先に進ませていただきたいと思います。

議題2 基本計画の素案作成について

- ・ごみ処理の現状把握と課題の抽出
- ・基本条件(処理品目、処理量等)の整理
- ・既存ごみ処理システムのフローの改善検討

○大江会長 議題2の「基本計画の素案作成について」、事務局で説明をお願い いたします。

○小野ごみ対策課長 議題2「基本計画の素案作成について」説明をさせていただきます。資料5~7について、清掃関連施設整備基本計画に記載する項目の素案と考えてございます。このような視点も必要ではないかということがございましたら、ご意見等をいただければと思います。

最初に資料5をご覧ください。

ごみ処理等の現状として、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源物の処理方法、 処理フロー等を把握いただく項目でございます。

まず、中間処理場についてでございます。こちらでは、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ、スプレー缶を中間処理してございます。 それぞれの処理工程については、お読み取りください。

ページをめくっていただきますと、中間処理場の処理フローの図面がございますので、あわせてご確認ください。

資料5の3ページ目をご覧ください。空缶・古紙等処理場についてございます。こちらでは、空缶、ペットボトルの中間処理、その他金属、布、古紙の一部、生ごみ乾燥物を民間施設に搬出するまで保管をしているところでございます。

下段に、空缶とペットボトルの処理工程とフロー図がございますので、お読 み取りください。 6ページ目でございます。ごみ処理等の課題といたしまして、現在の処理方法、処理施設の課題を抽出・整理してございます。

中間処理場につきましては、長期間の継続稼動リスクと運転・作業環境の改善が挙げられ、また空缶・古紙等処理場につきましては、暫定的な施設での処理と運転・作業環境の改善を挙げてございます。内容につきましては、お読み取りいただければと思います。

続きまして、資料6をご覧ください。施設整備に係る基本条件といたしまして、処理の対象となる品目とそのごみ量と施設の規模を整理してございます。

まず、処理対象物につきましては、不燃・粗大系として、燃やさないごみ、 粗大ごみ、また資源物系といたしましては、プラスチックごみ、ペットボトル、 空缶、びん、古紙、布、金属のほか、有害ごみ、スプレー缶、くつ・かばん類 を計画してございます。

これらのごみ処理の流れのうち、不燃・粗大系ごみにつきましては、市内で燃やさないごみ、粗大ごみを破砕・選別するケースを図6.1に、市内では燃やさないごみの積みかえ及び粗大ごみの手作業による解体のみを行うケースを図6.2にお示しをしてございますが、いずれを選択するかは今後の二枚橋及び中間処理場の両協議会との協議等を踏まえて決定するものと考えてございます。

一方、資源物につきましては、図 6.3 に示す処理の流れを考えてございます。

続きまして、対象となるごみ量と計画している施設の規模でございます。

資料6の1ページです。環境省の通知「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱いについて」におきまして、施設の規模を定める年次は「稼働予定年の7年後を超えない範囲で将来予測の確度、施設の耐用年数、投資効率及び今後の施設の整備計画等を勘案して定めるものとする」と定められてございます。

現時点で施設の供用開始年度は未定のため、「小金井市一般廃棄物処理基本計画」の目標年次でございます平成36年度のごみ量で施設規模を試算してございます。

現在取り組んでいる施策を継続して実施した場合の平成36年度のごみ量を

もとに、不燃・粗大系及び資源物系の処理施設規模を(2)施設規模にお示し をさせていただいてございます。

なお、ここで施設の稼働率は年間256日運転として70%とし、月最大変 動係数は平成23年~平成27年度の月別のごみ量実績をもとに設定をしてご ざいます。今後は、施設整備のスケジュールや周辺自治体との連携などを検討 した後、最終的に清掃関連施設の規模を決定する予定でございます。

続きまして、資料7をご覧ください。既存の中間処理場及び空缶・古紙等処理場のごみ処理システムの問題点を踏まえ、改善方策を検討してございます。

なお、人員配置及び建設費や維持管理等の経費につきましては、今後さらなる検証が必要であるため、ここでは処理フローのあるべき方策を検討するものとご理解をいただければと思います。

現地をご確認いただいた方はより理解いただけると思いますが、中間処理場は建物が小さいため、受け入れ供給設備、ヤードの面積が十分ではなく、作業性、安全性に問題があります。また、過去に爆発事故も発生していることから、防爆・防火対策を講じることも重要となります。空缶・古紙等処分場も暫定的な施設であることから、作業環境、手選別による処理効率を改善する必要があります。

3ページ目をご覧ください。

不燃・粗大ごみの中間処理の民間委託についての検討でございます。ページの下段にイメージ図がございますが、現在市では、不燃・粗大ごみを破砕・選別まで中間処理場で行っているところでございます。新しい処理施設の整備に当たりましては、小型家電や処理困難物について簡易な選別のみを行う不燃ごみ積みかえ施設と粗大ごみの手作業による解体施設のみを市内に整備し、残りの処理を市外の民間処理施設に委託するという考え方もございます。

4ページと5ページをご覧ください。

中間処理工程を民間に委託した場合の比較について、比較項目ごとに市の評価を含めた比較表となってございますので、お読み取りをいただければと思います。

今後、両協議会で、ステップ1で処理施設の組み合わせ、ステップ2で不燃・ 粗大ごみの中間処理の工程を検討した上で、各設備項目、処理フローについて 詳細に検討し、施設の処理システムを決定していく予定でございます。 議題2の説明は以上でございます。

○大江会長 はい、ありがとうございます。配付が多分直近になってきていたのではないかと思いますので、お目通しがなかなか全部通すの大変だったと思います。その上でですけれども、今の議題2の基本計画の素案作成について、アトランダムで結構ですからご意見、ご質問等ございましたら出してください。○三橋委員 正直この資料は非常に大事な資料だと思います。素人で見てもそうだと思いますし、一方で僕のような素人がいきなり見てこれを理解しろといっても、なかなか正直難しいなと思ってはいます。

1個1個、実はこういったものを可燃ごみのときに議論したことがあるのですけれども、1日当たりの処理量ですとかあるいはどれぐらい規模が必要かとか。そのときはもう10回以上の会議を開いたかなと思っています。ですので、そういうところから見ると、これを見てその場でぱっと言うのは正直しんどいなというのはあるのですが。

ただ、申しわけないのですけれども、まずこの処理の規模なのですけれども、この規模のところでトン数が出ているのですが、月最大変動係数に関してはこういった試算の形はわかりますし、稼働率についてもわかるのですけれども、不燃系ごみというのは1,164tですとか、こういった計画年間、平均処理量というこの計画年間日というのは、減量審か何かで議論されてこの数字が基本計画という形でできてきているという、そういったような内容になるのですか。

- ○事務局(冨田) ここでお示ししている数値につきましては、平成26年度に策定した平成27年~平成36年度までを計画期間とする「小金井市一般廃棄物処理基本計画」の数値に基づく数値でございます。
- ○三橋委員 これは十分議論されて出てきた数値であるということで、それを ここで使われているという、そういうことですね。
- ○事務局(冨田) 使用しているということです。
- ○三橋委員 ちなみに、資料の1,464とか897とか14という数字は、 多分これは不燃と粗大とのそれぞれの量ではないかなと思うのですけれども、 それはどこかに書いてあるのですか。1,464とか897とか14というの

が、資料6ですね。これが具体的にそれぞれ何を指しているのかなというところがわからなかったのですけれども。

- ○事務局(冨田) 基本計画をお持ちでしたらご覧いただけると、よりわかりやすいかと思うのですけれども、125ページにごみ排出量推計といたしまして、平成36年度までのごみの排出量推計をしているところがございます。1,464 tにつきましては、一番右端の平成36年度のところの燃やさないごみの数値になっています。897 tは、その2つぐらい下の粗大ごみのところになっています。一番最後の14 tのところが事業系燃やさないごみになっています。
- ○三橋委員 はい、ありがとうございました。では、ここの中を見ていけば、ペットボトルとかそういうのも全て書いてあるという形で。
- ○事務局(冨田) この中から抽出している数値を採用してございます。
- ○三橋委員 わかりました。ありがとうございます。そうすると、ここではあくまで小金井市のみということで、例の広域連携とかそういったところについては、少なくともこの段階で入ってないという数字だということですね。
- ○事務局(冨田) この段階では、まだ算出してございません。ただ、今お示ししております「小金井市一般廃棄物処理基本計画」を策定した時期に比べまして、小金井市内の人口上昇のぐあいが急速に高まっているので、今後必要に応じて修正を加える場合がございますので、その際には改めてお示しをするようになるかと思っております。
- ○小野ごみ対策課長 ただ、数値的な部分については、小金井市廃棄物等減量 等推進審議会のほうにお諮りをして基本計画の見直しという形になりますので、 こちらのほうでお示しをすると同時に、減量等審議会のほうでもそちらについ てはご議論いただく形になります。
- ○三橋委員 わかりました。基本的には減量審のほうで議論されていることだと思いますので、それに屋上屋を架すような議論というのはできるだけ避けるべきかなと思いますので、市のほうでしっかりとそのあたりの整理をしていただいて、必要に応じてこちらのほうに持ち帰ってきてもらえればと思いますが。その上でお聞きしたいのですけれども、こういったものが他市のケース、他市ですとかあるいは類似施設でもいいのですけれども、この規模の大きさです

とか係数の出し方ですとか、そういうのはこれは一般的なやり方というか、ほかの市が整備するときのやり方ですとか、あるいは最終的に数字のこういった……要は何が言いたいかというと、小金井市だけでこういったのがぱっと出てくるのではなくて、ほかの類似の市とかあるいは類似の市というのが近隣市がないのであれば、指標としてこういったところから持ってきましたとか、こういったところを参考にしましたというのがあると思うのですけれども、専門家ではないので、もし専門家の委員の方でも全然構わないのですが、こういうのは一般的なものなのかとか、そういったところについて説明していただけるとありがたいのですけれども。

○佐野委員 関連でいいですか。この計算式は、どこかでモデルがあるのだろうと思っているのですが、余りにも事を難しくするような式なので、稼働日数の稼働率だとか、この稼働率が変動する要素とか、それから月間で月最大変動係数という言葉がありますけれども、これはどういうふうに出しているのですか。標準偏差とか、そういう統計的手法によってやっているのか、あるいは、ただのトレンドを見て、それで波があって一番多いところをとっているのか。変動係数はと書いてあるのですけれども、その変動係数をどうやって出してきているかと。一般的な統計の手法を使ってやった数字なのか。

というのは、なぜこんなに厳しい言い方をするかというと、規模を決めるときに5tというハードルがありますよね。その5tを今後超えることがあるのかないのかというところに、非常に大きな要素になる数字だと理解しておりまして、ここをすっとそのまま、ああ、そうですかと言うわけにはいかないかなと理解して、今質問しているわけですが。

○小野ごみ対策課長 専門的な部分になりますので、コンサルさんのほうから答弁させていただきます。

〇日建設計(曽我部) 2点説明をさせていただきます。

1点目の計算方法につきましてですけれども、ここのページの中ほどにあります計画目標年次の括弧書きで書いてあります環境省の廃棄物処理等に関する交付金の通知がございますけれども、ここに計画年次はどうするかとか、計算方法はこうしたものを用いなさいというようなことが例示をされておりまして、その方法を用いております。これはこういった施設は環境省の交付金を各自治

体が受けて設置されていますので、ほぼ全国的には統一された方法だというふ うに説明をさせていただいて問題はないと思います。

2点目の月変動係数の計算方法ですけれども、これは平成23年~27年の各ごみ、燃やさないごみですとかペットボトル等の月ごとの発生量があります。その発生量の多い月、少ない月ありますけれども、5年間で最も多い月が平均値に対してどれだけ多いかというようなことで、平均値を1とした場合、最も多い月が例えば不燃・粗大系ですと1.21倍の発生量であったというような実績値をもとに、各ごみ、資源物等設定をしています。

- ○大江会長 はい、その辺はいかがでしょう。
- ○**佐野委員** 言葉にこだわるわけではないのですが、5年間のトレンドの中で 最大値を、平均値に対して最大値が何倍であるかということを見たということ でよろしいのですか。
- ○日建設計(曽我部) はい。
- ○佐野委員 そうすると、トレンドが年のトレンドと、それから季節変動というのですか、このペットボトルのところなんて変動係数が非常に大きいですよね。
- ○日建設計(曽我部) 1.38です。
- ○佐野委員 1.38という一番大きな数字ですよね。それはペットボトルの 排出の形態を見ると、季節変動があるということがこの数字が大きくなって、 その季節変動の平均値で見ては排出量が処理できないから、最大値を見ていま すよと。
- ○日建設計(曽我部) そういうことです。
- **○佐野委員** ということですよと。環境省がこういう表現をとっているのなら しようがないのでしょうけれども、変動係数なんていうのにはおこがましい数 値、表現ではないかなと。変動係数というのは統計的に処理されて、統計には いろいろあるのでしょうけれども、もう少しこれわかりやすく書いたらどうで すかね。
- 〇**日建設計(曽我部)** 用語自体は環境省が一般的に使用している用語ですので、平均値というのもある種統計処理の1つですので、平均値に対する倍数を変動係数と呼んでいますというようなことかと思います。

- ○佐野委員 その最大値をですね。
- ○日建設計(曽我部) はい。
- ○大江会長 あと、三橋委員の近隣のあれは、また見学もありますので、行ったときにまた聞いてみることも。
- ○三橋委員 そのときにまた、では聞かせていただいてということで。これだけではなくて、広さとか組み合わせとか、そういったいろいろなところにかかわってくると思っているので、そういうのを含めて教えていただきたいと思ってはいるところです。
- ○大江会長 ほかにいかがでしょう。
- ○吉田委員 今ご説明いただいた平成15年12月15日の交付要綱の取り扱いとありますよね。これは今でも生きている要綱ということでいいのですよね。
- ○日建設計(曽我部) その後改正はされてはいますけれども。
- ○吉田委員 循環型とかと名前は変わっていますが、中身は変わってないということでよろしいのですかね。
- ○日建設計(曽我部) 中身というか、計算方法は変わってない。
- ○吉田委員 そういうことでいいのですね。
- ○日建設計(曽我部) 中身は変わっています。
- ○吉田委員 わかりました。ありがとうございます。
- ○佐野委員 中身が変わって計算方法……どういう意味ですか。
- ○日建設計(曽我部) 交付金の名前が変わっていますので、例えば交付……。
- ○吉田委員 計算方法は変わってないということですよね。
- **○日建設計(曽我部)** そうです。交付金の対象になる施設が変わっていたり 追加されたりとかというようなことで、通知は変わっていますけれども、計算 方法自体は変わってはいないということです。

また最終の施設規模の設定の際には、バックデータですとかそのあたりも含めて、お示しはさせていただくつもりでおりますが、あくまで今回は計算方法の考え方のみをお示しさせていただいているとご理解いただければと思います。

- ○**佐野委員** 今の部分で5時間というのが単位にありますよね。これは何を意味しているのですか。
- ○日建設計(曽我部) これは1日5時間稼働ということです。1日の単位の

量をここでお示しはしているのですが、分母はそれを焼却施設みたいに24で割って時間の処理規模を決めるのではなくて、5時間で処理をする施設を設置しますという。

- ○佐野委員 それはもう決定事項だということですか。
- ○日建設計(曽我部) 5時間稼働かどうかというのはありますけれども、一般的には日中の受け入れですとか処理、後片づけを含めると5時間ぐらいで稼働するのが一般的とは言われていますけれども、実態としては多分中間処理場ももっと今稼働時間は長い日もあるかもしれません。平均的には短いと思いますけれども。
- ○四阿副会長 そのことも、この交付金要綱などに定められている計算式なのでしょうか。もしそうだとすれば、そのことを書いておけば。
- ○**日建設計(曽我部)** 稼働時間は特には、目安ですので決まっているものではありません。
- **○佐野委員** ここに5時間というのはなくてもいいわけでしょう、この計算式 に。
- ○日建設計(曽我部) これは t / 日でもいいのですけれども、日と書きますと24時間というふうに誤解を招くおそれがありますので、5時間稼働の場合はこういうふうに書くと理解していただければと思います。
- ○三橋委員 今のに関連してなのですけれども、今副会長のご指摘は非常にポイントなところだと思いまして、要は先ほどのご答弁で、交付金の要綱としてそのとおりやっているということであれば、それ以上のことというのは常識的に言ったらなかなか難しいという感じで思うのですけれども、それが5時間なのか6時間なのか7時間なのか、これが別にそれがある程度自治体によって任せられているという話であるのであれば、それはこの場できちんと、それがどうしてなのかというところの説明なり、あるいはそれがどういう背景なのかというところは分けて説明いただかないと、今のだと完全に我々ミスリーディングになる話だと思うので、もう一度その環境省のものがどういうものかというところと、それをどういうふうに当てはめたのかというところについては、別途説明をしていただけたらと思います。
- ○大江会長 今、特に追加の答弁ございますか。

○事務局(冨田) 補足なのですけれども、その処理時間についてなのですが、 本日お配りしてございます「清掃事業の概要」をご参照いただいてよろしいで しょうか。

そちらの38ページになるのですけれども、上段に中間処理場の稼働日数及び破砕機運転時間ということで記載をされています。平成27年度の破砕機の運転時間が、およそ907時間50分ということになっているのですが、これを稼働日数の258日で除しますと、単純な計算では3.51という値になりますので、純粋に破砕機自体が運転している時間だけで見ますと、5時間を下回っているということになります。ただ、破砕機だけではなくて附属するコンベアなどの稼働時間もありますので、およそ5時間程度と見るのが一般的という考え方はありますので、今回はそのように採用してございます。

今後の施設について何時間運転とするかは、現状のところではまだ未定ですので、あくまでも一般的によく使われる5時間というものを参考までに記載させていただいたというところです。

○佐野委員 今こういうところを気にしているのは、小金井市はいろいろなところで処理するコストが他市に比べて非常に高い。高いということは、その処理施設の有効活用とかいろいろなことが影響して、こういうところを積み重ねた結果、現状のコストがあるのだと思うのですね。今度こういう施設を新しくするときに、そのコストをいかに下げていくかという要素が、今後意見が出てくるのだと思うのですけれども、そういうところに今の数字みたいなのがきいてくるので、固定費と変動費の固定費のところをどうするか、変動費をどうするかというところを、コストマネジメントをきちんと考えていかないと、できたけれども非常にコストの高い施設になってしまっては、この検討委員会も責任が負えないので、しっかりした議論、検討をしておく必要があるのだと私は思うのですけれども。

- ○大江会長 大事なご意見だと思います。
- ○三橋委員 今の関連ですけれども、今5時間というのが一般的というご指摘で、それはそれでありがとうございます。ポイントは、だからそれが一般的というところをいかに裏づけるかというところだと思うので、今破砕機を使った時間というのが3.数時間ということで、多分それよりも、いろいろと近隣へ

の配慮も含めて稼働する時間というのは短かったりとかいうことは当然あった りすると思いますので、この実績に関してどうのこうのという話ではないと思 います。

あと大事なのは、市の計画としてこれが過去のを踏まえて、ないしは近隣なり一般的なやり方として適切なのかどうかというところをご説明いただければというところだとは思うので、専門家の方もここの中にいらっしゃるので、その5時間というのが妥当であるというところですか、今の一般的という言葉だけではなくて、あるいは破砕の時間は、さっき破砕も今後どうするかというのが今挙がっていますよね。それと、あと今コストの話とあると思うので、稼働時間が延びれば当然のことながら敷地面積が下がって、その分だけコストを下げられるようなことがあるのか、集約なりあるいはまた組み合わせが変わったりということもあるかもしれないので、結構ここは佐野さんおっしゃるように結構ポイントなところだと思うので、最終的にこういった経緯で5時間なりこういったトン数にしましたというところを整理していただけたらなというのが1つお願いです。

先ほどの話の追加になってしまうのですけれども、基本的にトン数は減量審のほうでという、僕はそれでいいと思っているのですけれども、もし仮に市のほうで、今もうこの数字だとまずいというのがあるのであれば、これは計画としては結構大きな話だと思いますので、もっとトン数がふえる可能性があるという形で見ているのであれば、早目に減量審のほうにも諮っていただいて、しっかりと計画を立ててやっていただかないと。予定では夏とかそれぐらいには、ある程度まとめるという話だったと思いますので、結構時間的にないのではないかなとか思いますので、今そういったお考えをお持ちだということであれば、早いタイミングで整理していただいて、出していただいたほうがいいかなと思います。

- 〇大江会長 ありがとうございます。
- ○四阿副会長 今の件に関しまして、ごみ処理施設の規模を決めるというのは 非常に悩ましいといいますか、重要な問題で、過大であってもいけないし、過 小であってももちろんいけないわけですが、過大過ぎて後で困るということが 結構あったりするわけで、その昔の経験で、例えばごみの焼却施設、将来ごみ

の増大を見越してたくさん規模を大きくつくったがために、実際燃やすごみが 少なくて、温度が上がらないなんていうことも事実起こったりしているのです。

それがちょっと気になるのですが、要綱に基づいてやると、お金の、交付金の話ですから、国のほうもどういう計算しているのですかというのが一番重要なので、このままでいきますと実際の実績に基づいて3割方さらに安全を見込むといった規模で交付金を申請することになってしまうのではないかということで、あれっという感じになるので、今、三橋委員さんがおっしゃられたような形で、計算に関してはきちんと記録に残したほうがいいのかなと思います。

○佐野委員 私は市民公募で、公募の審査を受けるときにレポートを出しているのですけれども、その中にも書いているのですけれども、こういう施設というのはできたときから陳腐化が始まる。その陳腐化の内容が、過大な施設をつくっておいて陳腐化するのと、適正な施設をつくっておいて陳腐化するのは意味が違うと思っていまして、このところは十分なる検討をしていただいたほうがいいのではないかと思います。

○大江会長 確かにそうですね。ただ、今焼却炉の数で言うと、3炉を2炉にというトレンドもありまして、多くの自治体は2炉にしていますよね。私の知っているところも、ある市においてはうんと小さくしたのですけれども、逆に今それのごみ量が増えている事態があったり、小金井も人口増があったりするわけですから、そうすると思わず増えたりして、今ちょっとやや危機感を持っているような自治体もあります。

ですから、市民努力との関係で、小さくしなくてはというのが1つの大きな力が働きますし、もう一つはそれが具体的にその市がどのような、人口も初めとするマクロの数値があって、どれぐらいにしなくてはならないか、その辺悩ましいところですよね。市民努力でやれるというところもありますから、目標を立てて半減とかやるわけですが、その辺のところで規模というのがどの規模も大変だと思いますので、今出た貴重なご意見を踏まえながら、ただ、基本計画を一応立てていますので、それとこういう交付金の問題とあわせてもう一回裏をとってもらうという形になるかと思います。そういう形で進めてもらいたいと思いますので、貴重なご意見ありがとうございました。

○佐野委員 ここの数字のところは、また後で検討する機会があるのでしょう

か。

- ○大江会長 いかがですか。
- ○小野ごみ対策課長 あります。
- **〇大江会長** これはありますよね。
- ○佐野委員ではそのときに、また詳しくお話ししていただければと。
- ○大江会長 もう一つ、今、佐野委員のご意見で、課題とかコストの問題が出されて非常に重要なのですが、小金井はご存じのようにかなりその面の市民努力を大きく高く続けてきたところですよね。その辺の受けとめはいろいろあるかと思います。数字でいわゆる多摩地区のデータなんかで言えば、多くはそういうふうに出てきますので、そういう面ではかなりレベルの高いところにあっての話というふうに私は受けとめております。その上でさらにというところだとは思います。
- ○佐野委員 今のお話にちょっと反応すると根本的な問題になるのですが、今のお話は、私は半分そうかなと思うのですけれども、半分違うのではないかという感想なのですよ。市民の努力と、ここの考え方は全く別な話で。
- **○大江会長** 施設規模の問題は別ではないですよね。規模を決めるときの要因として。ここに出ているのとは別にして、背景には当然ありますよね。
- ○佐野委員 それに対して、小金井市はいかに高コスト体質であるかということがありますので。
- **〇大江会長** それもあります。
- ○佐野委員 市民の努力をして高コストになるのでは意味がないということを 私は言いたいので、今会長のおっしゃったことに対して、そうかなと。
- ○大江会長 舌足らずになりますけれども、歴史を踏まえてということになりますから、今ここでやる話ではないと思います。

ほかに、ご意見等ございますでしょうか。

○三橋委員 次のところに移らせていただきたいのですけれども、次のごみ処理フローのところです。資料6の2ページ目以降なのですけれども、これは僕がよくわかってないのですが、不燃系ごみと粗大ごみというのは、関連する中で、粗大ごみを破砕とか選別すると燃やさないごみになりますというところだと思うのですが、これと資源系のごみというのは関連しないということでいい

のですか。要は粗大ごみとか燃やさないごみというのが、金属だとか布とか古紙とかというところと連携する。でもこれは金属になるから、資源系でもあり......。

- **○大江会長** つながっていきますけどね。
- ○三橋委員 つながっていくということですね。だから、あくまでこれは図と しては右側に金属と書いてありますけれども、これは資源系のごみとつながっ ている。そういうことでいいわけなのですよね。
- **〇大江会長** 資源化ということです。
- ○事務局(冨田) 処理の話ですよね。
- ○**三橋委員** 工程という意味で、要は組み合わせを考えるときに、資源系とある程度最終的に一体化するような話なのか。
- ○事務局(冨田) 現状でのご説明になるのですけれども、燃やさないごみのほうは、選別の工程を経て、破砕などもしてさらに磁力選別などをして、鉄とかアルミであるとかと、そのほかのものというところになるのですが、いわゆる空缶とかと一緒になっているような金属等は売却などの状況が異なりますので、必ずしも同じとも言い切れないのですけれども、燃やさないごみの処理をして出てきた金属というものも、最終的にはリサイクルのラインに乗るという意味では、大きくは同じになります。
- ○三橋委員 今、ではこれは資源物というところと不燃ごみという形で2つ分かれていますけれども、最終的にはこれが同じような工程になると、そういうことですね。
- ○事務局(冨田) 金属としてリサイクルされるという意味ではあれですけれども、処理工場として同じところに入っているかというと、現状ではそうではないです。

資料5のA3版の5-2というページのところになってくるのですけれども、こちらに燃やさないごみ、粗大ごみの処理のフローが記載されているのですけれども、左側のほうから、搬入があって、破砕などがあってというところで出てくるところで、右下あたりのところでスチール貯留ホッパ、アルミ貯留ホッパというような書き方をしているのですね。出てきた金属というのは、金属に関して言えばアルミについてはアルミ残渣ということで現状でも売却にはなっ

ています。スチールに関しては、この状態で出てきたスチールが周りに金属以外のものが付着していたりすることもありまして、破砕などだけではこれが完全に除去されるわけではないので、通常の缶・金属として収集されるものに出てくるような金属とは売却の価値が大きく異なっていますので、現状ここで出てくる、不燃ごみから出てきているスチールに関しては有価物としての売却はできていないです。

ただ、資源化する事業者のほうに処理はしてもらっていますので、大きな流れの中ではそれもまた資源化はされてはいますが、小金井市内の処理施設の中で共用できるような処理かというと、ちょっと違う状況にはなっています。

- ○三橋委員 例えば金属等と言ったときに、ここに出てくる金属と普通に不燃物なり、資源化して出てくる金属と言ったときに、それを一緒に貯留したりとか、工程で分別を一緒にしたほうがよかったりとか、そういったことがもしあったりするのだったらというところで確認したかったというところなのだけれども、それでは全く違う工程なり貯留の仕方をするということですか。
- ○事務局(冨田) 現状はそうです。
- **○三橋委員** 現状というか、今後もそういうふうな形になり得るというか、やらなければいけないということですか。
- ○事務局(冨田) 今、缶・金属で収集している金属は、空缶以外のものでも 鍋であるとか90%以上金属であるものということでお願いをしておりますの で、金属含有量のほうが相当高いものに限っているのです。なので、こちらの ほうに関しては、有価物として売却できているという状況がありますので、そ の貯留のところを燃やさないごみの貯留ホッパのところの鉄くずと一緒にして しまうということになると、ちょっと価値が下がってしまうと思います。
- ○三橋委員 わかりました。ありがとうございます。
- 〇大江会長 ありがとうございます。ほかに。
- ○佐野委員 今、処理のところのいろいろなお話をしている。私、一般市民として、行政体が違うとごみの収集が違ったり、分別が違ったりして、今混乱している時期だと思うのですけれども、その理由は、最終的にどういうところで処理をされるかというところが決まらないと、ここのところがなかなかうまくできないのではないか。それが決まらないと収集の方法が決まらないのではな

いか。収集と中間処理施設から出たものがどういう処理されるのかというイメージが湧かないと、どうするのかとかこうするのかという議論がちょっと、知っている人はわかるのでしょうけれども、我々は……。

その辺、今回のいろいろな提案の書類はよくできているなと思っているのですけれども、非常に範囲が狭いなと。市民からすると、収集のところから、それから最終的にどういうところで処理されるかという、資源化されるかというところが、そこは見えなくてもいいのでしょうけれども、収集のところの分別のところがここの検討によって変わってくるということはありますよね。

○大江会長 それは受け皿と分別、それから処理施設、全部同時進行的なものだと思うのですね。自治体によって可能なところをある一定時間、今ここで全部100%のものをつくれるはずはないので、時代とともに時間経過の中でやっていくわけですから。

今この段階で何をやれるかという可能条件を探ってやるわけですが、今おっしゃった点で言えば、部分的には変更可能かもしれませんけれども、そこは私もよくわかりませんが、ただ、ここに出てきているのは、受け皿も想定しながらそれが出てきているとは思います。

○四阿副会長 私の理解では、現在この処理フローに関して問題にするというのは、今現在の処理というのは分別に関してはもう動いていると。それから資源化した後の資源化物の受け入れ先もきちんとあると。その分は問題ではなくて、今行っている処理に関して、もう少し合理化していったらどうかと。要するにこの図で言えば、こちらの2つの部分だけですよね。こちらはもう今現在はこうやって動いてしまって、これに関しては機械、施設そのものに問題はあるかもしれないけれども、出てきたものに関しては処分といいますか、リサイクルルートができている。

そもそもでいけば、分別をどうするかとか、資源化もこういうふうに変えた ほうがいいのではないかというのがあるかもしれないけれども、今この検討会 でもって検討しているのは、もっとぐっと絞り込んで、現在の、市がばらばら になっている処理を、もう少し統合して合理化したらいいのかというぐあいに 受けとめているのですが。

○三島委員 今おっしゃったのと僕は近いのですけれども、現在、中間処理場

で処理している不燃物の処理、それからプラスチックの処理だとか缶だとか、 それぞれ別々になっているものを効率的にやっていこうよと。たまたま蛇の目 の跡地でやっているあの作業も、あそこもそう長く使えないです。だから一緒 にやっちゃおうよ、効率的な考え方で進めていこうよ。だから分別の問題だと か収集の問題だとかという前に、現在あるものをどこにどういうふうに持って いって配置したら効率的なのかというのを検討しようよというのが、この会議 の発想だったと僕は思うのですよ。

そのためにどの程度の規模のものをつくったらいいのか。だからこういう数字が出てきているのだろうと思うのですけれども、余りここいらにこだわってやっていると、本当にどこにどういうふうに設置したら効率的なのかというのが見えなくなってしまうと僕は思うのですけれども。

- ○大江会長 ありがとうございます。
- ○三橋委員 今まで副会長ないしは三島さんの言っていること、そのとおりだと僕も思っています。ですので、収集ですとかあるいは最終処分というところに関しては、これは逆に言うともう減量審のほうで本来議論されている話かなと。ですので、先ほどのトン数も、最初言っていたように減量審でもう了解されていて、しっかりと議論されているということであれば、それをまたここで議論するというのは、それと違った要素が出てきたときの話なのかなと思ったりはしています。

その観点で言うと、今、実際に選別されているのがどうとかというところというよりは、先ほどお話しされた組み合わせで、処理の仕方というか場所が変わったりするとか、大きさが変わったりするとか、あるいは資料7で言われている破砕をやめた場合とか、これは新しい提案だと思いますので、そういったところに関して集中して議論ができたらいいのではないかなと思ったりはしていますので、そのあたり会長のほうで整理していただけたらと思います。

○大江会長 ありがとうございます。ほかにご意見、この議題 2 についてございませんでしょうか。

はい、それでは貴重な意見いろいろ出していただきましたが、ほかにご意見 がなければ。

○三橋委員 もう時間ですかね。また資料3、別にやる機会ありますよね。

〇大江会長 はい。

3. その他

○大江会長 積み残しているのもありますので。その他の議題に入りたいと思います。

まず事務局からお願いいたします。

○小野ごみ対策課長 3点、事務局よりご連絡をさせていただきます。

1点目は「第1回検討会議会議録(案)」についてでございます。既に事前配付をさせていただきましたが、ご自身の発言を確認いただきまして、2月2日に開催をさせていただきます市外の施設見学会までに、事務局にご連絡をいただければと考えてございます。

2点目は「市外の施設見学会の開催について」でございます。委員の皆さん との日程と見学施設の日程を調整させていただきまして、本日配付の事務連絡 のとおり、2月2日に東村山市の秋水園、それと狛江市のビン・缶リサイクル センターの視察を予定してございます。

当日は9時に出発予定でございますので、電車等の遅延などがありましたら、 事務局にご一報いただければと考えてございます。

また、当日はマイクロバスでのご案内となりますが、座席に若干の余裕があるため、両協議会にもお声がけをさせていただいてございます。それぞれお二方、二枚橋のほうの協議会につきましては、副会長にも暫定的にご参加をいただく予定でございます。

最後に、次回の検討会議の開催日程についてでございます。既に日程調整をさせていただき、2月27日(月曜日)、午後6時から市役所第二庁舎の8階の801会議室、第1回目の検討会議を開催した場所での開催を予定してございます。

お忙しいとは存じますが、以上3点につきましてご確認をお願いいたします。 事務局からは、以上でございます。

○大江会長 この事務局の連絡について何かご質問ございますでしょうか。施 設見学、2月2日でございます。よろしくお願いいたします。 それでは三橋委員、最初におっしゃっていたのを。

- ○三橋委員 今日検討案という形で出している議事録ですか。これについては、 別に今日公開する資料とかではないので、この中身について1個1個議論する とかえって第三者の人にはわからなくなってしまうかなという思いがあるので、 1回休憩なりクローズしてからでもいいかなと思ったりはするのですけれども。
- **○大江会長** 会議録の件ですか。
- ○三橋委員 会議録の件です。
- ○大江会長 会議録の出し方のことですか。
- ○三橋委員 そうですね。端的に言うと、ここは、会長のご判断で議事録を確認してうまく調整していただければと思いますけれども、前回の話のとおり全文という形で最終的に整理いただいたと思っているのですが、その後に個別に市から聞かれる中で、全文と言っても、僕も7つ、8つ審議会で今まで副会長とか委員長とかそういったことをやってきているのですけれども、そういう中で、アーとかウーとか、あるいは同じものの繰り返しとか、そういったものの修正とかというのは当然ありますし、いろいろと間違いとかに関しては、必要に応じ次回の会議で確認しつつ、修正するのは当然ということの上で、今回なのですけれども、出てきた内容がどちらかというと要点記録のような中身になっていて、ちょっと幾つか、ここの場で具体的に言うのは控えますけれども、これは中身としてどうかというところがあったので、それに関してはもう一回事務局の中で整理していただいて、確認いただければと。

特に語尾とか、ですます調とである調とかというところを変えたりすると、ニュアンスとかが変わってきたりとかしているところがあって、僕自身、今回だけであれば大した話ではないのですけれども、今後微妙な話をしていく中で、かなりそういったところがちゃんと伝わるようにしたいなということもあったりするので、そのあたりもう一回確認をいただけたらなと思って、それだけお話しさせていただければと。具体的なことを今ここでやり出すと時間がもったいないと思いますので。

- **○大江会長** わかりました。会議録の訂正では済まないところがあるのではないかということですね。
- ○三橋委員 そうですね。

- **○大江会長** わかりました。また、ではどうします、それはいつ出しますか。
- ○三橋委員 それは事務局とあれして、後で会長とも相談させていただいてという形だと思いますけれども。
- **〇大江会長** この前おっしゃった形の全文としてこれ出てきた形。
- ○小野ごみ対策課長 そうです。
- **○大江会長** 全文といっても、それは要点化された変なアー、ウーはとった形で。
- ○三橋委員 それはもちろんとっていただいて、それは結構です。
- ○大江会長 それでも、厳密に言うと、要点録みたいになるとか、いろんな解 釈があるみたいですが、その辺も含めて修正過程もありますので、事務局とそ の辺の相談があるのであればやっていただきたいということです。
- ○三橋委員 もちろん、最終的には会長、皆さんに確認いただいてだと思いますけれども。
- ○大江会長 長時間になりましたが、ほかにまだ特にございますでしょうか。 よろしいでしょうか。お寒いところ、本当に長時間ありがとうございました。 今日はこれで閉会したいと思います。

閉会